

規 約 集

宮崎県山岳・スポーツクライミング連盟

宮崎県山岳・スポーツライミング連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は、宮崎県山岳・スポーツライミング連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、事務所を宮崎県内に置く。

(組 織)

第 3 条 本連盟は、宮崎県内の登山・スポーツライミング団体(宮崎県高等学校体育連盟登山部を含む。)で、第 4 条の目的に賛同して加盟する者をもって組織する。

2 本連盟は、宮崎県体育協会、日本山岳・スポーツライミング協会及び九州山岳協会に加盟する。

3 本連盟は、特別会員制度を設けることができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本連盟は、加盟団体の交流親睦と登山・スポーツライミング技術の向上を図り、正しい登山とスポーツライミングを指導普及し、登山とスポーツライミングを通じて県民体育の向上と自然愛護精神の涵養を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するため必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 登山・スポーツライミング技術の向上及び普及に関する研修会、講習会等の開催
- (2) 各種会議、大会、研修会等への派遣
- (3) 登山道徳の啓蒙普及
- (4) 山岳遭難の予防及び対策
- (5) 山岳自然保護運動の推進と登山施設の愛護
- (6) みやざき県民総合スポーツ祭山岳競技及び国民体育大会スポーツライミング競技会選手選考会の主管
- (7) 海外登山に関する研究と計画の指導及び審議
- (8) 機関紙その他登山・スポーツライミングに関する出版物の発行及び資料の収集。
- (9) 関係機関及び団体との連繋
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 加 盟 団 体 ・ 個 人 会 員

(加 盟)

第 6 条 本連盟に加入するには、加盟申込書に、規約、会員名簿、役員名簿を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2 個人会員が本連盟に加入するには、個人加盟申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(脱 退)

第 7 条 本連盟を脱退するときは、文書をもって届け出て、理事会の承認を得なければならない。

(除 名)

第 8 条 加盟団体・個人会員が、本連盟の目的に反する行為をしたとき、又は義務を怠ったときは、評議員会の議決をもって除名することができる。

(報 告)

第 9 条 加盟団体は、その年度初めに、所定の様式により、会員名、役員名等を報告しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 10 条 本連盟に、次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 1 名、理事長 1 名、担当理事若干名、理事若干名、事務局長 1 名
監事 2 名

2 前項に規定する役員のほか、会長は評議員会の議決を経て、顧問を委嘱することができる。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその事務を代行する。

3 理事長は、理事会及び担当理事会を運営して会務を執行する。

4 担当理事は、常時担当会務を執行する。

5 理事は、会務を執行する。

6 事務局長は、事務局を運営して、本連盟の会計に責任をもつ。

7 監事は、本連盟の会計を監査する。

8 顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員及び評議員の選出)

第 12 条 評議員は、加盟団体の会長及び岳連の会長・副会長・理事長・担当理事・理事とする。

2 会長、副会長は、評議員会で推挙する。

3 理事は、加盟団体及び個人会員から選出する。ただし、会長は、理事会の議を経て別に若干名の理事を選出することができる。

4 理事長、担当理事及び事務局長は理事会で互選する。

5 監事は、評議員会で選出する。

(役員任期)

- 第 13 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、前条の規定により補充することができる。
 - 3 補充又は、増員によって生じた役員任期は、他の役員残任期間とする。
 - 4 役員は、任期が終了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。
 - 5 顧問任期は、役員に準ずる。

第 5 章 機 関

(会 議)

- 第 14 条 本連盟の会議は、評議員会、理事会及び担当理事会とする。
- 2 評議員会は、会長が招集し、議長は評議員より選出する。
 - 3 理事会及び担当理事会は、理事長が招集してその議長となる。
 - 4 会議の議事は、出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長が決める。

(評議員会)

- 第 15 条 評議員会は、本連盟の意志決定機関であって、毎年 1 回 4 月に開催して重要事項を審議する。ただし評議員の 3 分の 1 以上が、議案を明示して開催を要求したときは、又は、理事会で必要と認めるときは、臨時評議員会を開催する。
- 2 評議員会の開催通知は、議案を明示して、開催の 15 日以前に発送しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この期間を短縮できる。
 - 3 評議員会は、評議員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状による出席を認める。
 - 4 評議員会の議を経なければならない事項は、次のとおりである。
 - 1) 前年度の事業報告及び決算報告
 - 2) 新年度の事業計画及び予算
 - 3) 規約の改正
 - 4) 役員選出及び推挙
 - 5) その他重要事項
 - 6) 理事その他の役員は、評議員会に出席して意見を述べるができる。

(理事会)

- 第 16 条 理事会は、本連盟の会務執行機関であって、必要に応じて開催する。
- 2 理事会は、会長、副会長、理事長、担当理事、理事及び事務局長で構成する。

(担当理事会)

- 第 17 条 担当理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理しなければならない事項を執行するための機関であって、必要に応じ随時開催する。

(専門委員会)

- 第 18 条 本連盟に、第 4 条の目的を遂行するため、専門委員会をおくことができる。
- 2 専門委員会の名称、目的、構成その他同委員会に関する事項は、理事会で定める。
 - 3 専門委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第 19 条 本連盟に、事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に関する規定は、別に理事会で定める。

第 6 章 会 計

(経 費)

第 20 条 本連盟の経費は、加盟団体の分担金、登録料、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金及び登録料)

第 21 条 本連盟の加盟団体は、細則に定める分担金及び登録料を、毎年 4 月末日までに納めるものとする。

2 個人で加盟した者は、宮崎県山岳連盟規約細則第 3 条に定める額とする。

(特別会計)

第 22 条 本連盟に特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関する規定は、別に理事会で定める。

(会計年度)

第 23 条 本連盟の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 規 約 の 管 理

(規約の改正)

第 24 条 本規約は、評議員会に付議して、出席評議員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ改廃することができない。

(運営細則)

第 25 条 本規約を運営するために必要な細則を、理事会で定めることができる。

附 則

1 本規約は、平成 31 年 4 月 7 日に施行し 4 月 1 日より適用する。

2 旧規約は、本規約の施行に伴って廃止する。

2 宮崎県山岳・スポーツクライミング連盟規約細則

第 1 条 規約第 1 2 条により加盟団体が選出する評議員は、1 団体 1 名(高体連登山部は 2 名)とする。

第 2 条 規約第 1 8 条により、次の専門委員会をおく。
1) 指導委員会 2) 競技委員会 3) 遭難対策委員会 4) 自然保護委員会
5) 海外委員会 6) ジュニア委員会 7) 広報担当委員会
8) スポーツクライミング委員会

第 3 条 規約第 2 1 条の分担金及び登録料を次のように定める。
加盟団体分担金 1 団体 5 , 0 0 0 円 会員登録料 1 名 1 , 0 0 0 円
2 個人会員登録料 1 名 3 , 0 0 0 円
3 顧問登録料 1 名 3 , 0 0 0 円

第 4 条 本規約の改廃は、規約第 2 4 条に準ずる。

附 則

- 1 本細則は、平成 3 1 年 4 月 7 日に施行し 4 月 1 日より適用する。
- 2 旧規約は、本規約の施行に伴って廃止する。